

# 相 談 者

※ 障害者等（障害者、家族、支援者）だけでなく、事業者等からの相談にも対応

**地域アドボケーター（地域相談支援員）**  
**福祉圏域ごとに複数名配置（全県で 30 名程度）**  
 差別に気づかない、差別を受けても声のあげられない障害者に寄り添い、相談員につなぐ



相談に応じ、解決に向けた助言・調整等を行う  
市町の相談窓口等との連携

**障害者差別解消相談員（専門的・広域的な相談窓口）**  
 ※県庁内に 2 名配置

市町の  
相談窓口・機関

既存の  
相談窓口・機関・事業所

連携

- 既存の機関**
- 行政** 障害福祉課、各県保健所、子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）、リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）
  - 委託先** 滋賀県権利擁護センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、精神障害者地域生活支援センター、難病相談・支援センター、障害者社会参加推進センター、障害者生活支援センター、障害者働き・暮らし応援センター
  - 指定管理先** 障害者福祉センター、聴覚障害者センター、視覚障害者センター

相談機関の調整を経てもなお解決しない場合にあつせん案の提示

②' 必要に応じ助言

④調査、あつせん案の提示

**滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会**  
 ※知事の附属機関

- ① 委員会を知事の附属機関として位置づけ、委員は障害者、学識経験を有する者等で知事が委嘱した者 20 名以内で構成
- ② 障害者差別解消の推進等に関する事項の調査審議や、相談員への助言・監督、相談で解決しない場合のあつせん案の提示等を行う
- ③ あつせんについては、委員会委員の一部と専門委員（専門の事項を調査・審議する必要があるときに設置）で構成する部会が行う
- ④ 委員会は障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会（H28.8 設置）の機能を併せて有する

**⑦公表**

勧告によっても解決しない場合

↑

**⑥勧告**

あつせんによっても解決しない場合

知 事

⑤勧告の求め